

ほくほく ケアマネ通信



第9号

ほくほくセンター（柏北部地域包括支援センター）

令和5年3月発行

柏市小青田 1-2-7 アスタリスク 102号 TEL：7140-8818 e-mail：kashiwa-hn@aokikai.jp

“春爛漫”という言葉が好きです。「花が咲き乱れて光に満ち満ちた様子」という意味ですが、なんともゴージャスな字体にも、待ちわびた春を思いっきり満喫する様が現れているような気がします。



脱マスクといえども 花粉症でまだまだ手放せないとは思いますが、新年度のはじまりはもうすぐそこです。

全国的にケアマネが足りないとのこと。

私たちは強く清く正しく美しくけなげにケアマネ道を躍進していきましょう。

センター長 山本 敏子

ほくほく イチ押し 情報



『インフォーマルサービス』どう考える？

ケアマネメントオンラインより白木裕子氏
（一般社団法人日本ケアマネメント学会副理事長）
のお話をご紹介します。



白木裕子氏：株式会社フジケア社長。
介護保険開始当初からケアマネジャー
として活躍。北九州市近隣のケアマネ
ジャー連絡会「ケアネット 21」会長や
一般社団法人日本ケアマネメント学
会副理事長として後進のケアマネジャー
育成にも注力している。
著書「ケアマネジャー実践マニュアル
（ケアマネジャー@ワーク）」など

思い込みはない？—実は幅広いインフォーマルサービス

インフォーマルサービスというのは、介護保険外のすべてのサービスのこと。ご利用者やご家族のためになるサービスの仕組み、取り組みで、公的な介護保険サービスに該当しないものは、すべてインフォーマルサービスです。

当たり前のことを改めて指摘したのは、ケアマネジャーの中には、このサービスを少し狭くとらえている人がいるように思えるからです。

インフォーマルサービスの定義は「公的な介護保険サービス以外のすべてのサービス」です。掃除や洗濯、安否確認へのニーズは高いと思いますが、それだけに限定する必要はありません。例えば「認知症のご利用者を抱えているご家族に対し、オレンジカフェに出向いたり、相談を受けつけるホットラインに相談したりすることを勧める」ことだって、インフォーマルサービスに該当します。

徘徊しがちなご利用者の安全確保のために、「GPS の活用の提案」、「認知症を支える地域の安心ネットに加入する事」、「親戚や地域の方に定期的な見守りをお願いする」といったこともすべてインフォーマルサービスです。堂々とケアプラン第2表に書き入れて下さい。

自治体が提供する公的サービスも、ケアプランの上では「インフォーマルサービス」と分類されます。

例えば何らかの障害がある方が要介護状態になったら、介護保険サービスだけでなく障害に適應するための相談支援などが行われることがあります。また難病を抱えている方であれば、支援のための公的な相談窓口を紹介することもあるでしょう。より良い住空間の確保に迫られている人であれば、公的な空き家ネットに登録をおすすめすることもあるはず。いずれも、介護保険から見れば、立派なインフォーマルサービスです。

ほくほくケアマネQ&A

Q. 予防プランの計画期間が来年度から長くなるのですか？

A. 令和5年4月1日以降に、更新するプランは、期間が、原則12カ月。
(上限36ヶ月から48ヶ月)となります。

R5年4月1日以降作成の予防プランの計画期間は、介護保険の認定有効期間と同様です。

新 規：原則6カ月(上限12カ月)

区分変更：原則6カ月(上限12カ月)

更 新：原則12カ月(上限36ヶ月～48ヶ月)

事業対象者：48ヶ月

例えば、Aさん

前の予防プランが6/30で期間が終了する方の、次の7/1からの予防プランは原則R5/7/1～R6/6/30です。認定に合わせて、36ヶ月～48ヶ月を上限とすることが出来ます。

事業対象者の方は、介護保険の認定期間がないので、上限48ヶ月となります。

Q. 予防の方について、モニタリングの期間について、変更はありますか？

A. 従来通り変更はありません。

- 少なくとも「3カ月に1回」、「評価月」及び「利用者に著しい変化があった場合」は利用者の居宅を訪問し面接する。
- 「利用者の居宅を訪問しない月」は介護予防サービス事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するように努め、又は、利用者に電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況の「確認を行う。
- 少なくとも「月に1回」、モニタリングの結果を記録する。

Q. 介護のプランは既に押印は不要になっていますが、予防プランはいかがですか？

A. 今まで、予防プランの印は、お願いしていたところですが、市に確認し、予防プランのご利用者様の印、基本情報の同意欄の印も不要となりました。



要介護認定の有効期限の取り扱いについて、令和5年4月1日以降は職権延長の扱いはなくなります。コロナ感染症の特例について、今後の通知に注目していきましょう。

